

決議案第 1 号

日露平和条約の早期締結に関する決議

我が国固有の領土である北方領土の返還は日本国民の悲願であり、日露両国政府は、これまで、領土問題を解決して平和条約を締結するとの相互の明確な意思を、累次の首脳会談を通じて確認してきた。

その間、平和条約の締結に向けた土台作りともなる両国の友好関係の進展にはめざましいものがあり、特に、平成15年1月には日露行動計画が採択され、石油や天然ガスなどの経済分野のみならず、学術、文化、スポーツ等広範な分野での民間レベルの交流も深まってきている。さらに、本年4月には日露賢人会議が発足し、交流のきずなは一層強化されつつある。また、ロシアのサミットへの正式参加が実現し、平成18年にはロシアでサミットが開催される運びとなった。

このように、両国の関係強化拡大の機運は、日露両国の官民併せての努力によって今まさに高まっている。

よって本市議会は、政府が、この努力にこたえ、また、日本国民の総意と心情にこたえるためにも、日露両国首脳間の直接対話を積極的に推進することにより、両国間に真の安定的な平和友好関係を確立し、北方領土問題を解決するとともに、早期に平和条約を締結するためのさらなる努力をするよう強く求めるものである。

以上、決議する。

年 月 日

川崎市議会